



弘仁十四年四月十四日
 比叡山延曆寺一系上
 公親院受菩薩大戒伏願
 不聖慈也拔濟謹和南疏
 光定之謹疏
 現存傳戒師前唐受法教延曆寺天台法華宗付法傳燈滿傳僧
 別當
 中納言從三位兼行皇后宮大夫左兵衛督藤原朝臣三守
 伍下行左中辨勳六等大伴宿祢國道

光定戒牒（国宝・延曆寺蔵）の後半部分。中央下部に「光定」と見える

寺号を延曆寺と称して千二百年

六月四日、伝教大師の忌日にあたるこの日、比叡山内の浄土院において、天台宗内の高德が出仕して長講会が営まれる。浄土院に集まる僧は門をくぐると、浄土院の東の方に向けて一札する。その一札の先には別当大師廟がある。

別当大師光定。伝教大師に師事し、初期の延曆寺を支えた名僧で様々な功績が知られている。天台宗の年分度者として得度の後、弘法大師から胎蔵界・金剛界の灌頂を受けている。後年には伝教大師と同じく内供奉十禅師に任じられ、文徳天皇御願の四王院を建立し、七十六歳にして延曆寺別当となっている。

その生涯で特筆すべき事績が大乘戒の勅許であり、実現するまで伝教大師の手足となって奔走した。「天台宗の僧侶は大乘戒である梵網戒を受けるべき」として大乘戒による授戒制度の勅許を請願したもので、伝教大師が遷化された弘仁十三年（八二二）の翌年、日本で初めて大乘戒による授戒会が初代座主義真を戒師として行われている。しかし、当時戒壇院はまだ建立されていなかったため、光定は総本堂の根本中堂である一乗止観院にて受戒した。六国史の一つ『日本文徳天皇実録』には「光定卒伝」が立てられ、大乘戒の勅許は光定の力によることまで記されている。

この時の受戒の証明書が国宝『嵯峨天皇宸翰 光定戒牒』である。三筆の一人に数えられる嵯峨天皇の御真筆である。天皇自らの書であることからわかるとおり、当時の人々も光定が大乘戒勅許の功業者であるという認識だった。日本初の大乗戒受戒の証明書という意義と共に、文化財としても確実に嵯峨天皇御真筆と言え、唯一の書として非常に貴重であり、歴代天皇の宸翰の中でも特筆すべき逸品として伝わる延曆寺の重宝である。

昨年、伝教大師一千二百年の大遠忌を迎え、本年は日本で初めて大乘戒の授戒会が行われ、また比叡山寺が桓武天皇の年号から「延曆寺」と称することを勅許されて千二百年という節目の年に当たる。別当大師の著した書に『伝述一心戒文』があり、伝教大師のお言葉も残されている。物質的に豊かになった現代において、この節目の年に今一度、お大師様の御心にかなうものか自問してみたい。

「道心の中に衣食あり、衣食の中に道心なし」と。



発行所
 比叡山時報社
 比叡山時報社
 大津市坂本本町4220
 郵便番号 520-0116
 電話 077-578-0001
 振替 00970-2-9732
 宗教法人延曆寺事務所
 定価 1部110円 年1200円

延曆寺広報

叡山講福聚教会
 会報
 年度会費 (3000円) 中
 に会報 (比叡山時報)
 購読料を含む。

令和4年比叡山から
 発信する言葉
 大悲
 万行
 すべての行いは大悲から



ホームページから

ご購入は延曆寺

